

平成30年3月9日

株主各位

大阪市西淀川区竹島五丁目7番12号
東洋炭素株式会社
代表取締役社長 小西 隆志

「第76期定時株主総会招集ご通知」の一部訂正に関するお知らせ

当社「第76期定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に、訂正すべき点がございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。なお、訂正箇所には下線を付して表示しております。

記

訂正箇所

「第76期定時株主総会招集ご通知」 株主総会参考書類

①第3号議案 監査役3名選任の件 候補者番号3 高坂 佳郁子
社外監査役候補者とした理由 (15 ページ)

<訂正前>

高坂佳郁子氏は、社外役員となること以外の方法で、会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務を中心とした法務に関する幅広い知識・経験を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断して、社外監査役候補者といたしました。

なお、同氏が社外取締役を務める日本山村硝子(株)および社外監査役を務めるアジア太平洋トレードセンター(株)と当社との関係について特記すべき事項はございません。

<訂正後>

高坂佳郁子氏は、社外役員となること以外の方法で、会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務を中心とした法務に関する幅広い知識・経験を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断して、社外監査役候補者といたしました。

なお、同氏がパートナーを務める色川法律事務所、社外取締役を務める日本山村硝子(株)および社外監査役を務めるアジア太平洋トレードセンター(株)と当社との間に取引等の関係はございません。

②第4号議案 補欠監査役1名選任の件 注記3 (16 ページ)

<訂正前>

3. 補欠の社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1)補欠の社外取締役候補者との責任限定契約について

江戸忠氏が監査役に就任した場合には、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金5百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額といたします。

(2)社外取締役候補者の独立性について

江戸忠氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合には、独立役員として届け出る予定であります。

<訂正後>

3. 補欠の社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1)補欠の社外監査役候補者との責任限定契約について

江戸忠氏が監査役に就任した場合には、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金5百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額といたします。

(2)補欠の社外監査役候補者の独立性について

江戸忠氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合には、独立役員として届け出る予定であります。

以上